

佐世保市学校施設の開放 利用の手引き

佐世保市教育委員会 教育施設課
(令和8年3月作成)

目次

1	はじめに	0 2 P
2	開放施設について	0 3 P
3	開放日時について	0 4 P
4	学校開放の流れについて	0 5 P
5	団体登録、登録内容の変更について	0 6 P
6	開放施設の利用申請について	1 1 P
7	開放施設の利用許可・取消しについて	1 2 P
8	開放施設の利用中止・変更について	1 3 P
9	実費徴収金（電気料金等）について	1 4 P
1 0	学校備品等の使用について	1 5 P
1 1	開放施設の利用後について	1 6 P
1 2	禁止行為について	1 7 P
1 3	利用の制限、罰則について	1 9 P
1 4	開放施設の損傷箇所等の報告について	2 0 P
1 5	利用中の事故の報告	2 2 P

1 はじめに

この手引きは、学校施設の開放を実施するにあたり、具体的なルールと手続きを定めたもの（「規則」、「事務取扱要領」等をまとめたもの）です。

（1）学校施設の開放とは

佐世保市立の小学校、中学校及び義務教育学校のグラウンドや体育館、武道場等の学校施設は、本来、学校教育を目的として整備された施設です。学校施設の開放は、学校教育や学校運営に支障のない範囲で地域住民が地域の学校をスポーツ活動やレクリエーション活動の場として利用するものです。

（2）これまでとの違い

佐世保市では、これまで学校施設を利用する際は、校長に使用許可申請書を提出し、許可を受けることとしていましたが、令和8年4月以降のスポーツ活動及びレクリエーション活動を目的とした学校施設利用については、学校施設予約システム（以下「まちかぎりモート」といいます。）を用いた利用予約に変更となります。なお、スポーツ活動及びレクリエーション活動以外の目的で学校施設を利用する場合やグラウンド・体育館・武道場以外の学校施設を利用する場合は、これまで通り校長へ使用許可申請書を提出していただくこととなります。

（3）利用にあたっての基本的な留意点

学校施設の開放は、利用者がこの趣旨を理解して学校施設を大切に使用し、責任をもって利用していただくことを前提としています。利用中に発生した事故は、利用者がその責任を負います。また、学校施設の開放の利用にあたっては、「学校教育に関する事業」が「学校施設の開放」よりも常に優先することを原則とし、また、営利目的での利用を禁止しています。

他の利用者の迷惑にならないよう決められた時間を必ず守る等、ルールを守って活動してください。

2 開放施設について

学校開放で利用できる施設は、別表「利用可能施設一覧」のとおりです。

3 開放日時について

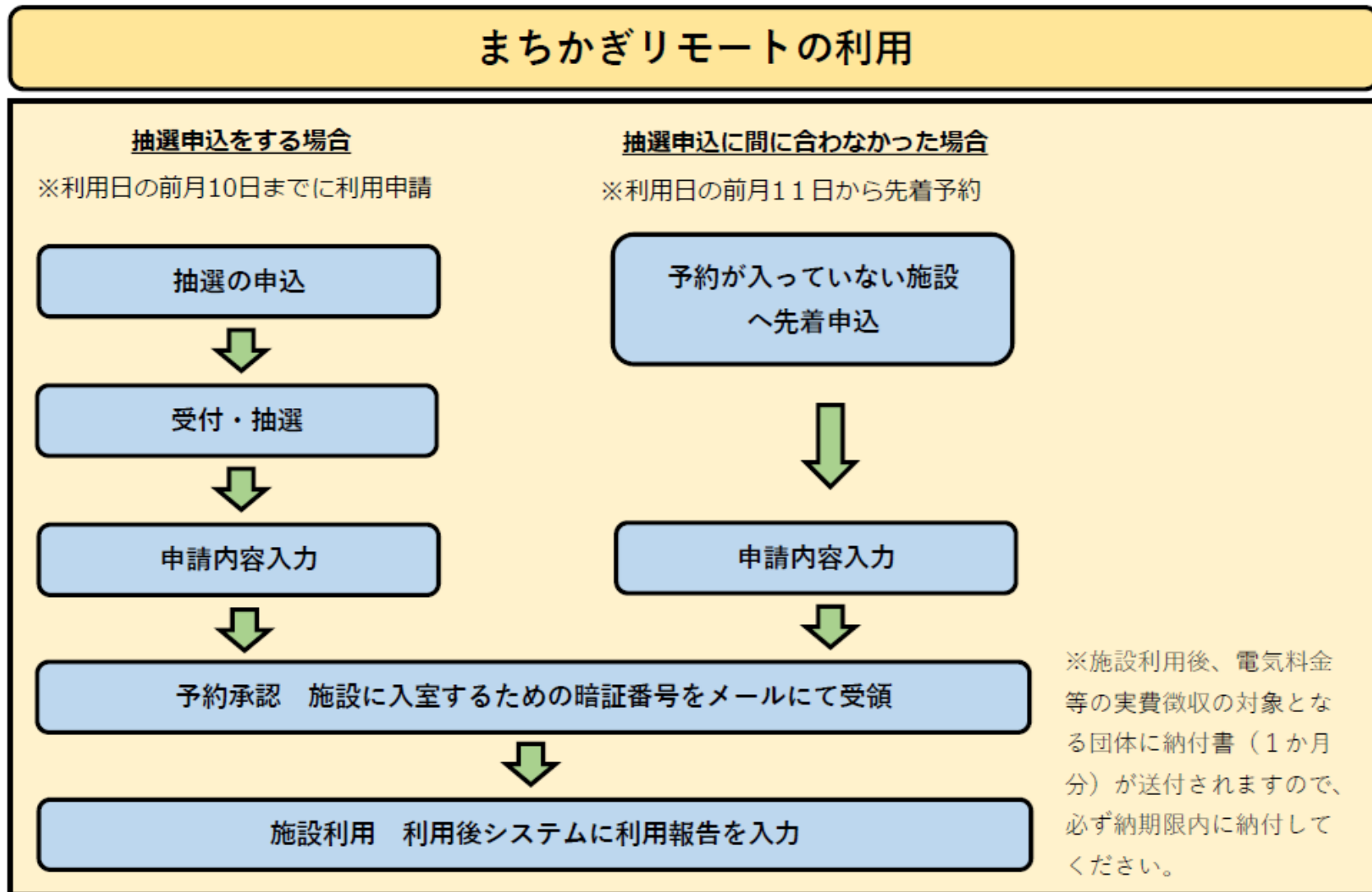
開放時間は以下のとおりです。ただし、開放施設を利用できる日時等は、学校が教育の一環として学校を使用するうえで支障とならない範囲、学校の授業が行われていない時間帯や学校の行事が入っていない時間帯とし、特別の事情があるときは開放日時の変更をすることがあります。

種類	平日	土日祝
小学校のグラウンド※	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00
小学校の体育館	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00
中学校のグラウンド※	19：00 ～ 21：00	19：00 ～ 21：00
中学校の体育館	19：00 ～ 21：00	19：00 ～ 21：00
中学校の武道場	19：00 ～ 21：00	19：00 ～ 21：00

※江迎小学校、春日小学校、早岐中学校、福石中学校、清水中学校のグラウンドの使用（19：00～21：00）については、公共施設予約サービスにおいて予約をしてください。（まちかぎりリモートでの予約はできません）

4 学校開放の流れについて

学校施設の開放によるまちかぎリモートを利用する際は以下のとおりです。



5 利用団体登録、登録内容の変更について

学校施設を利用する場合は、はじめに利用団体登録が必要です。

(1) 団体の登録要件

以下の要件を満たす場合のみ利用団体登録を行うことができます。ただし、離島での活動、または利用する施設に在校生が含まれる団体については、団体登録の要件1の「10人以上」の条件を満たさない場合でも登録可とします。

団体登録の要件	
1	佐世保市内に在住、在勤又は在学している方が10名以上で団体を構成していること。 ※同一の構成員による団体が重複して利用者登録をすることはできません。
2	監督者として成人が含まれていること。
3	団体の代表者及び構成員が、過去1年以内に登録抹消された者でないこと。
4	団体の代表者及び構成員が、利用者登録の一時停止期間中となっている者でないこと。

(2) 団体の種類

学校施設の開放により登録ができる団体は、免除団体※と一般団体のみとします。条件は以下のとおりです。小中学生団体と認定された場合であっても、条件に当てはまらなくなった日から一般団体となります。

	免除団体の条件	一般団体の条件
1	佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用するとき。	免除団体の条件以外するとき。
2	教育委員会が実施する行事に使用するとき。	
3	校長が学校運営上必要があると認めるとき。	
4	その他教育委員会が必要と認めるとき。	

※免除団体においては、施設利用の際に使用した電気料等の実費徴収金が免除となります。

(3) 団体登録の申請

団体登録を行う場合は、以下の書類を紙面で教育委員会教育施設課の窓口に提出、郵送または教育委員会が指定した電子メールアドレス宛に書類を添付して提出し、申請を行ってください。

電子メールで提出する場合は、件名に必ず団体名を入れて書類データを送信してください。

	提出書類
1	利用者登録申請書（様式第1号）
2	団体構成員名簿（様式第2号）

なお、利用者登録申請書及び団体構成員名簿には、以下の内容を記載してください。

	利用者登録申請書の申請内容
1	団体名
2	代表者名
3	代表者住所（郵便番号含む。）

利用者登録申請書の申請内容	
4	代表者の勤務先または通学先（代表者が市外在住の場合のみ。）
5	メールアドレス（施設予約に関するお知らせの通知先となります。）
6	電話番号（施設予約に関する連絡先となります。）
7	使用目的
8	構成員人数
9	構成員人数の内小・中学生の人数
10	特例申請の有無
11	特例申請の理由
12	利用予約を行う学校（3施設まで。特例申請の場合は1施設のみ。）

団体構成員名簿の申請内容	
1	構成員氏名
2	構成員住所（市外在住の場合は通勤先又は通学先を記入してください。）
3	構成員年齢
4	在籍学校名（児童又は生徒のみ記入してください。）

(4) 団体登録の完了

利用者から団体登録の申請が提出された場合、提出書類等を審査し、問題がなければ団体登録が完了した旨の通知を電子メールでお送りします。

(5) 団体登録内容の変更、廃止

団体登録の内容に変更が生じた場合又は団体登録を廃止する場合は、団体の代表者は佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届（様式第3号）を提出してください。

なお、書類には以下の内容を記載してください。

佐世保市学校施設の開放に関する利用者登録変更・廃止届の申請内容	
1	団体名
2	代表者名
3	申請内容（登録内容の変更又は登録の廃止から選択してください。）
4	廃止理由（廃止する場合のみ記入してください。）
5	変更内容（変更された内容について記入してください。）

(6) 団体情報の共有

団体登録した情報については、各学校と共有することがありますのであらかじめご了承ください。

6 開放施設の利用申請について

開放施設を利用する場合は、利用申請が必要です。なお、施設予約は「翌月分のみ」が対象です。翌月以降（2か月以上先）の予約はできません。なお、学校行事やその他の事由により、希望どおり施設を利用できない場合がありますので、利用したい日が開放可能な日であるか、各自で確認してください。

学校施設の利用抽選

学校施設を利用しようとする月の前月10日までは抽選申込となり、抽選結果確定後は先着申込となります。申込の流れは次のとおりです。

～10日	<ul style="list-style-type: none">・利用したい日が開放日であるか施設予約システムから確認・利用したい日の前月10日までに抽選申込 <p>【注意】抽選申込の時点では予約は確定していません。</p>
10日～14日	<ul style="list-style-type: none">・10日頃、電子メール又は各自施設予約システムで当落を確認・まちかぎりモートに14日までに申請内容を入力し予約確定処理を実施 <p>【注意】必ず期間内に予約確定処理を行ってください。行わなかった場合は辞退したこととなります。</p>
15日～使用日の前日	<ul style="list-style-type: none">・施設予約システムを確認し、空き施設に先着申込 <p>※15日～確定処理がされず空き室となったものを含め、すべての空き室において先着予約可能</p>

7 開放施設の利用許可・取消しについて

(1) 利用許可

利用申請後、利用許可が下りなければ開放施設の利用はできません。利用許可は、まちかぎりリモートから団体登録申請時に記載されたメールアドレス宛に送信されます。

(2) 利用許可の取消

次の事由が発生した場合は、利用許可を取消すこととしています。利用許可の取消しを行った場合、その旨の通知がまちかぎりリモートから団体登録申請時に記載されたメールアドレス宛に送信されます。

- ・ 災害発生による避難所の開設
- ・ 学校教育関係等の活動
- ・ 選挙会場の開設
- ・ システムの不具合・メンテナンス時

8 開放施設の利用中止について

(1) 利用中止の連絡

開放施設の利用を中止する場合に、団体の代表者は、他の団体が利用できるよう、わかった時点でまちかぎリモートから利用中止（キャンセル入力）を行ってください。（キャンセル入力は利用日の2日前で可能です）ただし、当日までに判断ができなかった場合（雨天や天候不良、会場不良等）による中止については、翌日までにまちかぎリモートの利用報告に中止した旨の入力を行ってください。

(2) 施設内照明等について

開放施設のうち、体育館及び武道館の施設利用については、基本照明等が使用されているものとみなします。照明等を使用されなかった場合は、利用報告に使用していない旨の報告を行ってください。

9 実費徴収金（電気料金等）について

（1）実費徴収金の確定

まちかぎりモートの利用報告の内容をもとに、施設利用を行った各団体の実費徴収金（電気料金等）の納付額を確定します。利用報告がなかった場合は、予約された利用時間において施設利用されたこととみなし、確定した納付額の変更はできませんのでご注意ください。万一、納付額に疑義がある場合は、納付書に記載の納期限までに教育委員会に申出を行ってください。

（2）実費徴収金の納付

各一般団体における当月分の施設使用時間確定後、実費徴収金に係る納付書を団体代表者宛に発送します。納付書が届いたら必ず納期限までに納付してください。

（3）実費徴収金の免除

「5 団体登録、登録内容の変更についてー（2）団体の種類」に明記している免除団体においては、実費徴収金が免除となります。

10 学校備品等の使用について

(1) 備品の利用

開放施設の備品は、原則無料で利用できることとしていますが、学校の管理上、使用を制限している備品については貸出できない場合がありますので、事前に各学校へご確認ください。

(2) 使用上の注意

備品を使用する場合は、次の事項を留意し使用してください。

- ・ 備品は丁寧に使用し、使用後は必ず元の場所に戻してください。
- ・ 使用中に破損・紛失があった場合は、必ず管理者または学校へ報告してください。
- ・ 備品の施設外への持ち出しは行わないでください。
- ・ 学校において使用を制限している備品は、使用しないでください。

1 1 開放施設の利用後について

(1) 施設の原状回復

開放施設利用後は、利用時間内に次の内容を団体代表者が責任を持って行ってください。

- ・使用した備品は破損や汚れがないか確認し、元の場所に戻すこと。
- ・床や使用した器具などは清掃し、ゴミや飲料水の容器等は各自で持ち帰ること。
- ・開放施設利用終了後は、団体が持ち込んだすべての私物は必ず持ち帰ること。
- ・グラウンド使用後は、整地（トンボがけ、ラインの後始末等）を行うこと。
- ・忘れ物がないか確認すること。
- ・窓などの閉め忘れがないか確認すること。

(2) 施設の施錠

開放施設の利用終了時には、スマートロックの施錠を確実に行ってください。
(30秒後に自動ロックされますが、必ずご自身での施錠をお願いします※)
また、正門に鍵（南京錠）が設置されている場合は、正門の施錠も必ず行ってください。

※キーボックスは、利用時間を過ぎると暗証番号での開錠ができなくなり、物理鍵の返却ができなくなります。必ず利用時間内に体育館の施錠を済ませ、物理鍵をキーボックスに収納し、施錠まで完了してください。

1 2 禁止行為について

(1) 開放施設利用の禁止事項

次に該当する場合は、開放施設の利用は認めません。

- ・ 政治的活動のための利用
- ・ 宗教的活動のための利用
- ・ もつぱら営利を目的とするための利用
- ・ 利用する権利を第三者に貸与し、又は譲渡したと認められた場合
- ・ その他教育委員会が利用を禁止することが適当と認められた場合

(2) 開放施設を利用する団体の禁止事項

各利用団体において、次に該当する行為は禁止とします。

- ・ 法令及び条例、規則等に違反すること。
- ・ 団体に所属していない者の名義を借りて団体登録し利用すること。
- ・ 団体登録されていない者が利用すること。

- ・許可されていない開放施設を利用すること。
- ・登録許可された目的（種目）以外の内容で開放施設を利用すること。
- ・マナーを守らずにトイレや駐車場等を利用すること。
- ・利用時間の範囲外での施設利用（準備・後片付けを含む）または施設敷地内にとどまること。
- ・小さな子を同伴する場合、事故や他団体への迷惑とならないようにするため等の監督をせずに放置すること。
- ・動物（ペット）の持ち込む行為をすること。（補助犬を除く）
- ・学校敷地内での飲酒又は喫煙をすること。
- ・大声・騒音・暴言など、他の利用者や近隣住民に迷惑をかけること。
- ・許可された開放施設以外の施設に立ち入ること。
- ・開放施設や付属設備等をき損又は汚損すること。
- ・火遊びその他危険な行為をすること。
- ・その他、他団体の活動を妨げる行為や、施設の運営に支障をきたす行為をすること

1 3 利用の制限、罰則について

(1) 利用の制限

開放施設を利用する場合において、次に該当する方は利用できません。

- ・ 感染性疾患があると認められる者
- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ 管理者又は学校において適当でないと認めた者

(2) 罰則について

利用団体において、「1 1 禁止行為についてー(2)」による行為やその他が確認され、管理者または学校の指示に従わず、繰り返し禁止行為が確認された場合は、一時利用停止を行うとともにすでに予約されている今後の利用もすべて無効とします。

なお。施設の適正な運営を妨げる行為や、他の利用者の安全・快適な利用を著しく損なう行為が確認された場合も、同様の措置を講じることがあります。

1 4 開放施設の損傷箇所等の報告について

(1) 損傷箇所等の報告

開放施設（学校敷地内施設含む）の損傷や設備の故障（不具合）が発生した場合は、管理者または学校へ報告してください。

(2) 報告内容

利用団体の責めに帰すべき理由により、開放施設等に損害を与えた場合は、次に掲げる内容を報告してください。なお、開放施設等の損傷などによって生じる損害について、管理者及び学校はその賠償の責任を負わないものとします。

- ・ 確認日時
- ・ 学校名
- ・ 破損、故障の内容
- ・ 破損箇所確認後の一時的措置の内容（ガラス破片の掃除等）

(3) 損害賠償

利用団体の責めに帰すべき理由により、開放施設等に損害を与えた場合は、次の手順を行い、その損害を賠償することとなります。

- ・ 学校及び管理者へ修繕業者の指定の有無と修繕内容の確認
- ・ 学校と修繕日程を調整
- ・ 学校が指定したとおりに原状復旧
- ・ 復旧完了後、学校及び管理者へ報告

1 5 利用中の事故報告

開放施設の利用中において、緊急車両を依頼する事故等が発生した場合は、速やかに管理者及び学校へ報告してください。

(問い合わせ先)

【管理者】 佐世保市 教育委員会 教育総務部 教育施設課

TEL 0 9 5 6 - 2 4 - 1 1 1 1 / mail smart-ks@city.sasebo.lg.jp

利用可能時間 17:00~21:00 (平日) 8:00~21:00 (土日祝日)

学校名	グラウンド	体育館	武道館	備考
宮小学校	○	○	×	
三川内小学校	○	○	×	
広田小学校	○	○	×	
花高小学校	○	○	×	
早岐小学校	○	○	×	
江上小学校	○	○	×	
針尾小学校	○	○	×	
大塔小学校	○	○	×	
黒髪小学校	○	○	×	
日宇小学校	○	○	×	
天神小学校	○	○	×	
港小学校	○	○	×	
福石小学校	○	○	×	
木風小学校	○	○	×	
潮見小学校	○	○	×	
白南風小学校	○	○	×	
小佐世保小学校	○	○	×	
祇園小学校	○	○	×	
山手小学校	○	○	×	
宇久小学校	○	○	×	
春日小学校	△	○	×	19:00以降のグラウンド予約は公共施設予約サービスとなります。
清水小学校	○	○	×	
大久保小学校	○	○	×	
金比良小学校	○	○	×	
大野小学校	○	○	×	
柚木小学校	○	○	×	

注) まちかぎりモートで予約可能としているグラウンドは、ナイター（照明設備）はありません。

利用可能時間 17：00～21：00（平日） 8：00～21：00（土日祝日）

学校名	グラウンド	体育館	武道館	備考
世知原小学校	○	○	×	
赤崎小学校	○	○	×	
船越小学校	○	○	×	
日野小学校	○	○	×	
相浦小学校	○	○	×	
相浦小高島分校	○	○	×	
相浦西小学校	○	○	×	
相浦西小学校大崎分校	○	○	×	
中里小学校	○	○	×	
皆瀬小学校	○	○	×	
吉井南小学校	○	○	×	
吉井北小学校	○	○	×	
小佐々小学校	○	○	×	
楠栖小学校	○	○	×	
江迎小学校	△	○	×	19：00以降のグラウンド予約は公共施設予約サービスとなります。
猪調小学校	○	○	×	
鹿町小学校	○	○	×	
歌浦小学校	○	○	×	

注）まちかぎりモートで予約可能としているグラウンドは、ナイター（照明設備）はありません。

利用可能施設一覧【中学校】

【別表】

利用可能時間 19：00～21：00（平日） 19：00～21：00（土日祝日）

学校名	グラウンド	体育館	武道館	備考
宮中学校	○	○	×	
三川内中学校	○	○	×	
広田中学校	○	○	×	
早岐中学校	×	○	×	グラウンド予約は公共施設予約サービスとなります。
東明中学校	○	○	×	
日宇中学校	○	○	×	
崎辺中学校	○	○	×	
福石中学校	×	○	×	グラウンド予約は公共施設予約サービスとなります。
山澄中学校	○	○	×	
祇園中学校	○	○	×	
清水中学校	×	○	×	グラウンド予約は公共施設予約サービスとなります。
光海中学校	○	○	×	
愛宕中学校	○	○	×	
日野中学校	○	○	×	
相浦中学校	○	○	×	
中里中学校	○	○	×	
大野中学校	○	○	×	
柚木中学校	○	○	×	
吉井中学校	○	○	○	
世知原中学校	○	○	○	
宇久中学校	○	○	×	
小佐々中学校	○	○	○	
江迎中学校	○	○	○	
鹿町中学校	○	○	×	
黒島小中学校	×	○	×	
浅子小中学校	×	○	×	

注）まちかぎりモートで予約可能としているグラウンドは、ナイター（照明設備）はありません。